

放送法施行令の一部を改正する政令参照条文

目次

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）	．．．．．	1
○放送法施行令（昭和二十五年政令第百六十三号）（抄）	．．．．．	1
○会社法（平成十七年法律第八十六号）（抄）	．．．．．	3
○会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第十六号）	．．．．．	3



	<p>会社法第六百七十七條第三項、第七百二十一條第四項、第七百二十五條第三項、第七百二十七條第一項及び第七百三十九條第二項</p> <p>会社法第六百七十七條第三項</p> <p>会社法第六百八十二條第一項</p>				
	<p>会社法第七百二十條第二項</p> <p>会社法第八百七十三條ただし書</p>				
	<p>社債、株式等の振替に関する法律第八十四條第一項及び第三項、第八十五條、第八十六條第一項並びに第八十六條</p> <p>社債、株式等の振替に関する法律第八十五條</p>				
額	<p>第八十條第一項</p> <p>振替機関分制限</p>	<p>政令で</p> <p>第八百七十條第一項第一号から第四号まで及び第八号</p> <p>会社法</p>	<p>電磁的記録</p> <p>電磁的方法</p>	<p>政令で</p> <p>電磁的方法</p>	<p>放送法施行令第四條に</p>
準用する第八十條第一項に規定する振替	<p>第八十條第一項</p> <p>振替機関分制限額（第二百二十條において準用する第八十條第一項）</p>	<p>放送法施行令第三條において準用する会社法</p> <p>第二百二十條において準用する第八十條第一項</p>	<p>電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）</p> <p>放送法施行令第五條に</p> <p>第八百七十條第一項第二号及び第八号</p>	<p>電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）</p>	<p>放送法施行令第四條に</p>

社債、株式等の振替に関する法律第八十六条第三項	第六十八条第三項各号	第二百二十条において準用する第六十八条	口座管理機関分 制限額  口座管理機関分制限額（第二百二十条において準用する第八十一条第一項に規定する口座管理機関分制限額をいう。）  機関分制限額をいう。）
-------------------------	------------	---------------------	--

○会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）の施行後の会社法（平成十七年法律第八十六号）

（抄）  
（非訟事件の管轄）

第八百六十八条（略）

2・3（略）

4 第七百五条第四項、第七百六条第四項、第七百七条、第七百十一条第三項、第七百十三条、第七百十四条第一項及び第三項、第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項並びに第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5・6（略）

○会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成二十七年政令第十六号）

内閣は、会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。  
会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年五月一日とする。